

令和 7 年度暫定予算要求について

4 月から 7 月までの 4 か月間に措置する必要がある経費について計上すること。
新規事業、重点施策など政策的な経費は、原則として措置しないこと。

1 歳 出

- (1) 義務的経費（人件費、社会保障費及び公債費）
4 月から 7 月までの所要額
- (2) 公共事業費
4 月から 7 月までの所要額
ただし、以下については、所要額
 - ・ 豪雨災害からの復旧・復興対策及び防災・減災、国土強靱化対策
 - ・ 早期着工の必要がある事業及び前年度債務負担行為をした事業
- (3) 行政施策費
年間所要見込額の 1 / 3 以内
ただし、4 月から 7 月までに執行する必要があるものは、所要額

2 歳 入

- (1) 特定財源： 国庫支出金、分担金及び負担金、県債等は、収入の時期にかかわらず暫定予算の歳出に対応する額
- (2) 一般財源： 4 月から 7 月までに収入が見込まれる額